

# 7連休を年3回

## 職員の働く意欲向上

神奈川 中心会

慢性的な人材不足と現役世代の減少で、福祉を支える担い手の確保が難しくなっている。有休の取得、労働時間短縮、同一労働同一賃金といった働き方改革を国が推進。厚生労働省は職員の処遇改善や福祉の魅力発信などの施策を進めている。

その一方で、各社会福祉法人でも働く人を大事にする工夫がされている。育児と家庭の両立支援、有休を取得しやすい職場づくり、充実した福利厚生などさまざま。採用活動に注力するところもある。法人が進めている職員の働きやすい環境づくりに向けた取り組みを紹介する。

### 変わる働き方

児童養護施設や特別養護老人ホームなどを運営する社会福祉法人中心会（神奈川県海老名市）には、正規職員が7日間連続休暇を年3回取れる制度がある。2007年4月に導入し、現在、正規職員197人の8割以上がこの長期休暇をリフレッシュに活用している。中心会では毎年4月に勤務年数に関係なく20日の有休を付与する。そのうち15日を3回に分けた5日と公休2日を合わせたことで7日間連続休暇が取れる。残りの5日分は1時間単位で有休を取ることが出来る。制度導入にあたっては公休を122日から105日とし、代わりに年20日の有休と法人休暇として最大5日を付与し、職員を増員せずに実現させた。



有休が取りやすく職場の雰囲気も明るい

各施設で年度初めに繁忙期を除いて長期休暇の長い希望口を勤務年数の長い順に聞き、重複した場合などは話し合う。その上で例えば特養の場合は4週ごとに勤務シフト（早番、日勤、遅番、夜勤）を決める。長期休暇には3者にメリットがある。職員は周りが気になり有休を取りにくかったが、この制度があることで遠慮なく取れるようになった。特養に勤務する眞榮田義市さんは「子どもとの時間やレジャーに使っている」と言い、デイサービスで働く石井康枝さんは「旅行したり趣味に励んだりしている」と話す。気分転換はもちろん、年度初めに月日が決まるので計画が立てやすく、長期休暇を楽しみに仕事への意欲も湧くという。現場をマネジメントする立場にとっては、急な有休の申し出だと調整に苦労するが、あらかじめ分かっていたら管理もしやすい。また、経営者も働きやすい職場づくりの一環として、有休の取得を促進することが出来る。以前は3割だった有休取得率は現在9割になった。中心会ではほかにも、資格取得支援制度や子育て支援制度なども充実している。人材確保に苦労する中、浦野正男理事長は「長期休暇を含めて当法人の職場環境に魅力を感じてくれたらうれしい」と話している。

（榎戸新）

社会福祉法人中心会1942年に陸軍士官学校留日学生の憩いの家「中心道場」から始まり、48年に児童養護施設を開設し、53年には社会福祉法人の認可を受ける。現在、児童養護施設2カ所、特養4カ所、デイサービス3カ所などを運営する。法人の合言葉は「あなたがいてくれてよかった」と思える街づくり。